

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する
タスクフォース（第11回）

令和2年10月8日

- 1 日時 令和2年10月8日（木）16:00～18:00
- 2 場所 総務省第一特別会議室（8階）及びWEB会議による開催
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、梅村データ課長、片桐消費者行政第一課長、香月事業政策課調査官、萩原消費者行政第一課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

- ① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）
 - ・（一社）電気通信事業者協会
 - ・（一社）テレコムサービス協会（MVNO委員会）
 - ・（一財）マルチメディア振興センター
 - ・（一社）安心ネットづくり促進協議会
- ② 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告
 - ・内閣府（青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告）

- ③ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告
 - ・事務局（インターネット トラブル事例集（2020年版） 追補版、
2019年度青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果）
 - ④ 今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース
における検討課題に関する意見交換
- (3) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 では、お時間になりましたので、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース第11回を開始させていただきたいと思います。まず、中村主査より御挨拶をお願いいたします。

【中村主査】 外は雨が降っていましたが、皆さん、そんな中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私自身、久々にリアルな総務省ですが、このように少しディスタンスを取って会議を持つことができれば十分だと思いますし、今日は、曾我部さん、尾上さん、森さんがウェブ参加なんですかね。もう既に入っておられますかね。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいまから、第11回になりますタスクフォースを開催いたします。

今日は構成員の一部はウェブ参加で、多くの構成員がリアルで参加という、いわゆるハイブリッドということで、今後もこのような形式が続くのかもしれませんけれども、そのような中で会議がうまく運営できればと思います。

冒頭、事務局から、開催する上での注意事項の御案内を頂きます。また、配付資料の確認をお願いできますでしょうか。

それから、総務省幹部の皆さんの人事異動があったと伺っておりますので、その前に、事務局から新任の皆さんを御紹介いただければと思います。よろしくどうぞ。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 本研究会の事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課課長補佐の萩原でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項をいくつか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たって、お名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

傍聴の方は、現在構成員の方が参加されているシステム上の資料投影やチャット欄は閲覧できない設定となっております。資料については、本タスクフォースのウェブページに公開しておりますので、そちらを御覧ください。

ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

ウェブ会議で参加されている方で、意見交換において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをONにして御発言ください。発言が終わりましたら、OFFに戻してください。

接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時御連絡いただければ、対応させていただきます。

注意事項に続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、議事次第に記載されているとおりですが、資料11-1から11-8までが今回御報告いただく資料となっております。不足等ございましたら、お知らせください。事務局からの御連絡事項は、以上でございます。

続きまして、本会議に出席している幹部職員で、異動があった職員につきまして、順に紹介させていただきますので、一言挨拶をお願いいたします。まず、竹内総合通信基盤局長です。

【竹内総合通信基盤局長】 7月に着任いたしました、総合通信基盤局長の竹内でございます。前職は、サイバーセキュリティ統括官を2年間ほど務めておりました。どうぞよろしくをお願いいたします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 続きまして、片桐消費者行政第一課長です。

【片桐消費者行政第一課長】 同じく、今年の7月に消費者行政第一課長に着任いたしました片桐でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 現在まだ到着しておりませんが、電気通信事業部長として、今川が着任しております。以上で、紹介は終わります。

それでは、これ以降の議事進行は、主査にお願いしたいと存じます。主査、よろしくお願

いたします。

(2) 議題

- ① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）

【中村主査】 よろしく申し上げます。発言のたびに名前を言ってくださいということで、中村でございます。議題に入ります。

前回の会合が6月と約4か月経過しておりまして、事業者あるいは団体の取組、それから、政府の施策などもそれぞれ進めてもらっているところだと思います。そこで、今日の議題は4つ、まず、このタスクフォースが昨年8月にまとめた「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」などを踏まえた取組の進捗状況のヒアリング。2つ目、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況の報告。3つ目、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告。そして、4つ目、今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に関する意見交換ということになっています。

まず、1つ目、フィルタリング利用促進の課題、対策を踏まえた取組の進捗状況のヒアリングですけれども、4団体から説明を頂く予定としています。電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、マルチメディア振興センター、安心ネットづくり促進協議会でございます。

早速ですけれども、電気通信事業者協会（TCA）の江口さんから、説明をお願いいたします。

〈電気通信事業者協会から、資料11-1「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 承知しました。電気通信事業者協会の江口でございます。よろしくお願いいたします。

資料11-1に基づきまして、フィルタリング関連数値の状況ということで、御報告をさせていただきます。

表紙の次のページ、1ページ目をお開きください。契約時のフィルタリング加入・有効化措置の状況ということで、2本の折れ線グラフで表示をさせていただいております。上の赤いほうが有効化率、下の青いほうが加入率ということでございます。

これは繰り返し御説明差し上げているところではないかと思っておりますけれども、有効化率、加

入率の定義をグラフの下の箱の中に書いてございます。すなわち、青の線の加入率は、フィルタリング対象者を分母として、分子をフィルタリング加入者に置くものです。フィルタリング対象者というのは、詳しく申しますと、契約者もしくは使用者が18歳未満のスマホの新規契約あるいは機種変更の方です。フィルタリング加入者というのは、フィルタリング対象者のうちから、フィルタリングは要らないよという不使用の申出書を提出した方を除いたものというものになってございます。それから、赤い線の有効化率の定義でございまして、分母はフィルタリング加入者、それから、分子は、契約時に有効化を実施した対象者ということになってございます。

それで、直近、一番最近の数字が2020年8月の数字でございまして、9月はまだ出そろっておりませんので、8月の数字でございまして、グラフを見ていただくとおわかりのように、6、7、8月と、大体加入率で7割5分ぐらいでしょうか、有効化率でほぼ8割ということになってございます。

あと、グラフのスケールが必ずしも同一のひと月ごとのスケールではないんですけど、TCAとして数字を調査・把握した時点について、過去にまでさかのぼって、これまでの推移を示させていただいております。おおむね、この1ページ目の上のほうに、加入率、有効化率ともに上昇傾向と書いてございますけれど、このグラフにあるように、上昇していつていましてということと理解していただければと思います。

それから、定義の「※」のところに書いてございますが、楽天モバイルは、他3社と運用方法とは異なり、フィルタリングに加入するのが最初の段階で必須となっておりますので、この加入率、有効化率のグラフの数字の中には加えておりません。グラフの右肩のところにも、「NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクの合計値」と注釈が書いてございますが、楽天モバイルの数字はここに足し込んでいないという点、御注意いただければと思います。

それでは、次のページ、2ページ目をおめぐりください。契約時のフィルタリング申込み・有効化措置の状況ということで、これは本年4月から1か月ごとに、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、それから、下のところの楽天モバイルの数字がそれぞれ書いてございます。個々のお話は割愛しますが、それぞれ御覧いただければと思っています。

先ほど申したことと重複でございましてけれど、楽天モバイルのところは、「※」のところにございますが、未成年のフィルタリング加入を必須としているということで、楽天モバイルの加入率は、全ての月について100%になっているということとでございます。

非常に簡単ですけど、以上、御報告とさせていただきます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。続いて、テレコムサービス協会（MVNO委員会）の井原さんから、説明をお願いします。

〈テレコムサービス協会から、資料 11-3 「(一社) テレコムサービス協会（MVNO委員会）資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 よろしく願いいたします。テレコムサービス協会、井原でございます。

それでは、資料 11-2 の説明をさせていただきます。2 ページを御覧ください。本日は、MVNO 各社のフィルタリングの提供状況、抜粋になりますけれどもフィルタリングサービスの普及に関しての各社の取組、MVNO における課題の 3 点について説明させていただきます。

それでは、3 ページを御覧いただければと思います。まずこちらのほうが、フィルタリング申込率の状況でございます。今回の期間に関しましては、2020 年 4 月 1 日～2020 年 8 月 31 日までの期間で算出させていただいています。前回計測をさせていただいています 2019 年 10 月 1 日～2020 年 3 月 31 日までのものも併記させていただいております。

こちらの算出に関しましては、青少年の利用者登録数を分母にさせていただいて、申込数を分子ということで算出をさせていただいております。

前回と大きく変化はないんですけれども、今回から楽天モバイル様のほうが 4 月から MVNO ということで、前回までは記載があったんですけど、今回からは入っていません。

以前と同様に、各社によってばらつきが大きくあるというところの状況は変わっていないということでもありますけれども、全体的には、各社、申込率のほうが若干伸びてきているという状況でございます。

続きまして、4 ページを御覧ください。4 ページに関しましては、フィルタリングの有効化措置率の状況でございます。こちら、対象期間が若干申込率と異なっております。今回発表させていただきます有効化率なんですけれども、2019 年 10 月 1 日～2020 年 8 月 31 日までの期間とさせていただいております。期間に申し込まれた方をベースにした有効化率ということにさせていただいております。

有効化措置率に関しましては、フィルタリング申込数を分母、有効化措置数を分子とさせていただいておりますけれども、MVNO の場合、ウェブの申込みが多いということもあり、有効化率に関しましては、御利用いただいた方から 6 か月以内に御申告いただいたもの

を有効化されたということでカウントするものですから、今回、2019年10月から算定させていただきます。

前回の期間に関しましては、2019年10月1日～2020年3月31日なので、これは実はかぶっている期間があるというふうに御理解いただければと思います。

ということで、前回よりも、基本的にはウェブの申込みが中心の会社様に関しては、伸びておるといっていただけます。これは前回が、例えば、2020年3月に申し込まれた方は、まだ報告を頂けていなかったということになるものですから、今回、期間を延ばすことで、有効化措置率の率が向上しているというものでございます。

1点、真ん中のところの会社さんだけ、前回のときには空白でしたが、今回は有効化措置率をデータで取れなかったということで、有効化率ではなくて、実際のアプリケーションのアクティベート率で算出をさせていただいています。ですので、この1社だけが、実際の有効化措置率の考え方とはちょっと違うと御理解いただければと思います。

こちらの算出に関しましては、実際のフィルタリングの申込数を分母、実際に動いている数、これはアプリベンダーで確認いただいて、スマホのほうで動いている数を分子とさせていただいて、算出させていただいておりますので、こちらに関しては、あくまでも参考値ということになるかとは思われます。

続きまして、各社の取組について説明させていただきたいと思います。5ページを御覧ください。まず、MVNO各社、基本的にはウェブが中心ということもあり、これはあくまでも2社を表示させていただいているんですけども、各社、このような取組でフィルタリングであったり、ペアレンタルコントロールについて、ウェブのコンテンツを活用した啓蒙活動等を実施させていただいていて、BIGLOBEさんはこちらのようなコラムのような形で使う前に確認させていただいてというようなものであったり、LINEモバイルさんのように、わかりやすくフィルタリングの説明をされているページ等を作って、啓蒙活動をさせていただいているという状況でございます。

次、6ページをお願いいたします。こちら、一応mineo様の申込みの流れについて絵で書かせていただいているんですけども、各社、このような形でフィルタリングの案内をしているということでございますが。まずフィルタリングの申込みの際についての案内の徹底をさせていただいているということで、左のほうの画面が、一般的な申込みの画面になるんですが、ここで利用者が青少年であるということを御申告された場合というのは、右のとおり、下のほうに必要な内容が表示されて、ここを確認いただいて前に進むということに

はなりますが、こちらのほうに注意事項とかオプションの説明がされ、また、こちらを確認しなければ前に進まないというような仕様にさせていただいております。おおよそMVNOの各社、このようなつくりでフィルタリングの案内をさせていただいているという状況でございます。

続きまして、7ページでございます。こちら、絵ではなく言葉だけで申し訳ございませんが、利用率及び有効化率向上に向けた、各社の取組でございます。

J：COMモバイル様に関しましては、担当者の方が実際に訪問して契約をされているということもあり、初期設定と併せてフィルタリングの有効化も行われているということで、非常に高い有効化率になってございます。非常に高い理由としては、このように対面ですっかりと案内をさせていただいているということが挙げられるかと思っております。

STNet様のサービスの普及に関しまして、同様に、ショップスタッフが確実に有効化の操作をして提供させていただいているということもあり、こちらのほうも非常に高い有効化率になっているということでございます。

LIBMOモバイル様に関しまして、フィルタリングの利用状況に関して回答いただけるように、メールで定期的に案内をされているということでございます。

続きまして、8ページでございます。こちら、取組というよりも、アプリの改善をしたところの説明でございます。イオンモバイルでございますが、独自のフィルタリングサービスを提供し、フィルタリングの課題となっているものを解消させていただいて、加入及び利用しやすい環境というのを提供させていただいています。

まず1つ、グローバル端末でフィルタリングが動かないという問題がありましたけれども、独自にフィルタリングサービスを作らせていただくことで、グローバルの端末でもしっかりと動くであるとか、SNSに関しては、実際にURLを表示されると、有効なものすらブロックされてしまうというのが一般的なんですけれども、フィルターが必要なものだけがフィルタリングされるというような機能が追加になっているとか、セキュリティにしているブラウザ以外、Chrome等の一般的なブラウザでもフィルターがかかるとか、セキュリティがついているとか、また、実際の稼働率を確認しながら、保護者への利用促進というのを図れるように、機能を追加されているということでございます。

最後、9ページでございます。フィルタリングの利用促進に向けた課題で、これは各社から頂いた課題について羅列させていただいております。

まず1番目、適切に青少年利用について申告いただく必要がある旨の訴求が、ウェブ申込

みということで、十分にはなかなかできづらいと。ただ、先ほどのように啓蒙活動はさせていただいているということでございます。

あと、ウェブ契約であり、実際対面がないものですから、接客をする機会がないということで、申込者の意思に委ねられているというところで、ここもなかなか申込率の改善が困難です。ただ、こちらも、啓蒙活動はメディアやチラシ等を通じてやらせていただいているということでございます。

次のところに関しましては、費用が基本的には有料になっているというところで、こちらに関して継続的に御利用いただくための保護者へ理解を求めることが重要であるというところと、次も同様に、有料であるため、OSに付随しているフィルタリングも御利用されているということで、こちらに関しましては、御利用されるという場合に関して、フィルタリングの提供という申込数にはカウントしないということにもなっております。あと、利用されているかどうかというところが、御申告は頂いてはいるんですけども、実際の状況が確認、把握できないという状況があるということでございます。

最後に、有効化率に関しましては、ウェブで申込みの場合というのは、アンケートベースでしか算出ができないということで、なかなか正確に把握することが難しいということでございます。先ほどのように、アプリのほうでアクティブかどうか確認をするということも今後可能になれば、こういったことも若干ずつは解消できるかとは考えるんですけども、今のところ、このような課題があるということでございます。以上でございます。

【中村主査】 課題も挙げていただきまして、どうもありがとうございました。

では、一旦ここで一区切りをして、今の2つの発表に質問等ありましたら、伺えればと思います。

今川さんが来られます。よろしくどうぞお願いいたします。何かお言葉等ありますでしょうか。

【今川電気通信事業部長】 出席が遅れまして、申し訳ございませんでした。電気通信事業部長に着任しました今川でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

【中村主査】 よろしく申し上げます。

質問等ありましたら、お願いいたします。どうぞ。

【石田構成員】 全国消費生活相談員協会の石田です。

テレコムサービス協会さんにお伺いしたいんですけども、最後の課題のところ、費用

が継続的にかかるということがございますけれども、その手前のところで、無料でというところがありますが、実際にどのぐらいのMVNOさんで無料になっているのかということ把握していらっしゃいますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 すみません、最初のほうが聞き取れなくて、もう一度お願いできると助かります。

【石田構成員】 フィルタリングの利用促進に向けた課題という最後のところで、費用が継続的にかかることというところが課題となっているかなと思うんですが。その手前の御説明の中で、無料で提供しているというところが何社かございましたので、MVNOさんのどのぐらいが無料で提供しているか、大体おわかりになりますでしょうか。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原でございます。こちら、把握させていただいてはいないんですけれども、具体的に言いますと、たしかLINEモバイルさんぐらいが無償で、ほかはほぼ有償であったかと思われま。

【石田構成員】 ありがとうございます。

【上沼構成員】 すみません、上沼です。

毎度同じことを言っていて大変恐縮なのですが、TCAさんにはお願いです。今回、有効化率と加入率の定義を1ページに書いていただいて、大変ありがたいですし、このグラフも有効化率も加入率もだんだん向上しているということが分かって、大変ありがたいのですが結局、青少年が実際にフィルタリングを利用している割合が、この両方の数字の掛け算になると認識しています。それが一覧して分かるように、例えば、有効化率と加入率の割合を折れ線グラフで出すときに、全体の分数で出すような形も一緒に加えていただけるとありがたいかなと思います。

というのは、今回、楽天モバイルがキャリアの統計に入りましたが、楽天モバイルは加入率100%なものですから、有効化率がそのまま実際の利用率であることがストレートに分かることになり、楽天モバイルだけ利用率が低いような印象を受けますが、掛け算にするとそれほどの乖離はない——もちろん、ほかの他社さんのほうが高いとは思いますが、大体似た感じになるのではないかという部分もあるので、その点、御検討いただければありがたいなと思います。お願いです。すみません。

【中村主査】 森さんから質問が上がっています。

【森構成員】 ありがとうございます。弁護士の森です。

テレサ協のMVNO委員会にお尋ねします。前回も同じことを申し上げていたんですけ

れども、資料11-2の3ページ、申込率なんですけれども、お話の中にもありました通り、かなり高い、低いが分かれています、しかも、何となく非常に低いところが前回よりもさらに低下していて、高いところは着実に伸ばしているというような、ますます差が開く傾向にあるような気がするんですけれども、これを何とか軌道修正できないものなんでしょうか。

なかなか自主的取組でうまくいかないということになると、もしかしたら別のことも考えないといけないということになると思いますので、その方針といたしますか、見通しみたいなことを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会の井原でございます。

御指摘いただき、ありがとうございます。そうですね。どうしてもMVNOの場合は、契約の窓口であったり、それ自体も各社において大きく異なるということもあり、なかなか統一したものというのは難しい状況ではあるんですけれども、今年の1月30日に独自のガイドラインの見直しはさせていただいて、このように、まず数値を公表していくということを始めさせていただきましたので、今後、こちらを引き続き継続させていただいて、実際に高い申込率の会社様の取組等についても、水平展開等はさせていただければと思いますので、全体的に上がるように、優良事例等は共有させていただいて、それを取り入れていただくような取組のお願いはさせていただきたいと思います。

毎月、消費者問題分科会として、各社の皆様と、今、コロナの関係でウェブということになってはいるんですけれども、意見交換させていただいていますので、その際にも、今回御指摘いただいた内容は共有させていただいて、先ほど言いましたとおり、いい事例の会社様の好事例等についても共有させていただくような場を設けさせていただくように努力したいと思いますので、よろしくお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。ぜひ結果が良くなりますように、お願いしたいと思います。

【尾花構成員】 尾花でございます。

テレコムサービス協会のMVNO委員会さんにお尋ねというか、今データはないと思うのですが、今後ぜひ教えていただけるとうれしいなと思っていることが1点あります。

MVNO各社それぞれ特徴が、私たちからすると、おぼろげにしかわからないのですが、どの会社にもそれぞれ特徴があると思うんですね。18歳未満の契約がとても多いところとか、ものすごく少ないところとか。以前、1年ぐらい前に御提供いただいた資料では、子供

の契約は受けていませんというところもあったように記憶しています。その辺の割合とこのグラフの傾向が、もしかすると何か関係しているのかもしれないなと思ったりもするので、次回以降、もし可能であれば、大体で結構ですので、全体の契約者の中で18歳未満が、この会社にはこんな傾向がありますということをお示しいただけると、すごく参考になると思いますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原でございます。

前々回のときに、実は一度、申込者の中に占める青少年の比率というのを outsizing させていただいたことがございます。一度だけなんですけれども。

今回、実は、そこはアンケートとしては取らせていただいていたんですが、御指摘いただきましたので、こちらのほうに関しましても、ガイドライン上では、ここを必須には outsizing させていただいていない項目にはなるんですが、お願いベースとして、各社様のほうにはヒアリングはさせていただきます。おっしゃるとおり、会社さんによって当然大きく契約者の動向が異なっているかと思しますので、その辺も併せて御案内させていただけるように、各社のほうにお願いはさせていただきたいと思ます。

【尾花構成員】 どうもありがとうございます。

【中村主査】 他にどうでしょう。ひとまずよろしいですか。ありがとうございました。

では、次へ行きましょう。続いて、マルチメディア振興センター（FMCC）の木曾さんから、説明をお願いします。

〈マルチメディア振興センターから、資料11-3「(一財)マルチメディア振興センター資料」について説明〉

【マルチメディア振興センター】 マルチメディア振興センターの木曾と申します。

本日は、前回のタスクフォースでも御質問いただいております、コロナ禍でe-ネットキャラバン、今後どうやって進めていくのかという御質問がございまして、その後、取組が具体化してまいりましたので、その点を御紹介させていただきたいと思ます。

資料の1ページを御覧ください。新型コロナウイルスへの感染リスクを減らしつつ、今後はICTも活用しながら、より柔軟な講座受講を可能にして、講座の受講を促していくということが肝要かと思っており、取組を進めております。大きく3点実施しております。

1点目ですけれども、まず従来の学校における講座の実施に関して、例えば、コマ数を増やして、1講座当たりの受講人数を減らしたりとか、校内の放送、あるいはウェブ会議シス

テムで教室間をつなぐことで、1か所に集まらないように、密にならないように工夫して実施するということをしております。

2番目ですけれども、リモート講座を今試行的に実施しております。大きく2つ方法がございます。1つ目は、講師の職場から、学校等にウェブ会議システムを利用して講座を配信するというものです。それは学校ごとに個別に日程を調整して実施しております。これまでのところ、2件の実施をしております。

また、2番目ですけれども、今度は、あらかじめ日程を決めまして、FMMCから、学校等にウェブ会議システムで講座を配信するというをやっております。10月、11月、12月と、以下のような日程で試行的に実施しております。例えば、講演会とかテレビのプログラムをイメージしていただくといいんですが、日程が合う学校さんにアクセスしていただいて、講座を受講していただくというようなやり方をしております。残念ながら、10月に関しては、まだ周知から日が浅かったこともあって、受講していただけていないんですが、11月、12月と、引き続き募集して、実施していきたいと思っております。

3番目ですが、今これは準備中ですけれども、ビデオオンデマンド講座を予定しております。これは、あらかじめ講座の様態を収録してVTR教材にしまして、申込みのあった学校に対しては、インターネット上で利用できるように提供していくものでございます。ちょうど10月の6、8、9日の講座の様態を今収録しております。VTRを準備しているところでございます。準備ができ次第、ホームページで提供予定でございます。

これらの取組については、まだ私も事務局、それから、講師の方々も、従来対面でやっていたものを、無人の状況でウェブを通してやるということで、かなり手探りの状況で今やっております。今後、受講していただいた学校、あるいは、お問い合わせいただいている学校からの反応ですとか感想も踏まえまして、どういったやり方で実施していくのがいいのかということ、一定期間実施してみて、見直しもしていきたいと思っております。

2ページを御覧ください。参考情報ですけれども、今申し上げたリモート講座に関して、事務局のホームページで詳細を紹介しておりますので、ぜひ、学校関係の方々をはじめ、皆さんに御覧いただいて、御関心を持っていただけると幸いです。

また、オンデマンド講座についても、準備が整い次第、こちらで周知してまいります。

以上になります。ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。

続いて、安心ネットづくり促進協議会の松岡さんから、お願いいたします。

〈安心ネットづくり促進協議会から、資料 11-4 「(一社) 安心ネットづくり促進協議会資料」について説明〉

【安心ネットづくり促進協議会】 安心ネットづくり促進協議会事務局の松岡と申します。本日、発表の時間を頂きまして、ありがとうございます。

資料 11-4 に基づいて説明しますが、まず、その前段階としまして、私どもの安心協は、本タスクフォースから、ペアレンタルコントロールに係るサービス等の周知強化などを求められていると、そのように理解しております。そのため、ペアレンタルコントロールの実態の調査が必要ということで、調査を行いましたので、本日は、その結果を報告するという形にさせていただきます。

資料の右肩の 1 ページというところを御覧ください。調査に当たりましては、ペアレンタルコントロールの定義が必要になりますので、そこを設けたものでございます。

真ん中の左側を御覧ください。システム上で管理というものがございます。システムの例として、フィルタリングをはじめ、アプリの利用制限であったり、時間の制限であったり、いくつか方法がございますが、そのようなシステムを利用しているというものです。

それから、右側を御覧ください。インターネット利用上の家庭内でルールを設けているというものを、今回のペアレンタルコントロールとしました。

下段のポイントのところを御覧ください。ですので、例えば、「目の届く範囲で利用させている」とか、「子供と話し合う」など、ルールになっていないようなものは、今回の調査ではペアレンタルコントロールには含んでいないという形で調査を行ったものでございます。

次の 2 ページは、調査の前提というか、概要ですので、これは御覧になってください。

3 ページを御覧ください。ここから、この調査で分かった保護者の意識というのを何点か御報告します。

Q の部分に書いてございますが、ネット利用上の「心配事※」を考えたきっかけはというふうでございます。この※は、下の点線の枠囲みを見ていただければと思いますが、今回の調査の鍵となる保護者の心配事の項目でございます。ネット利用上の問題は多岐にわたりますし、保護者の関心も同一ではございませんので、従来から申し上げます安心協の 10 の区分に基づいて調査したということでございます。

その結果でございますが、ポイントで簡単に説明させていただくと、きっかけは、マス媒

体やインターネットなどの情報と、もう一つ、実体験、実際に長時間利用とか、そういう体験が過半数を占めていたというのが、この調査で分かったところでございます。様々な啓発なり活動を行っているところでありますが、こういう媒体の影響が非常に大きいというのが、このページでの御説明になります。

4ページを御覧ください。では、その気になる心配事というのは何かということでございます。これは2つの方法で聞いておりまして、最も気になることと、気になること全般に聞いたものでございます。

これは、やはり心配事の枠囲みのところで言いますと、①、②、⑧という、利用時間に関するものが最も心配だったということで、これが上位に来ております。ただ、他の項目も気になるかという質問になりますと、満遍なく全て気になるというところで、いくつか特徴が見られたというところでございます。

ポイントのところに書いてありますが、長時間利用に関することが気になるというのは、2018年にも似たような調査をしたんですが、同じような結果だったというところでございます。

右肩の5ページを御覧ください。では、気になることが実際に起きたかというところでございます。これはAの欄を御覧ください。先ほど申しあげました①、②、⑧が実際に起きた、もしくは起きそうだったということで、上位を占めているところでございます。その他の項目は、③、④と続きますが、一桁%台だったというのが実態でございまして、「特にない」というのも約半数いらっしゃったというところでございます。

ポイントのところに書いてございますが、利用時間に関するものが、気になることと実際に起きたこととが非常に関係性があったと。それ以外の項目は、気になることは気になっているんですが、実際に起きたかという、御覧の数字のとおりだったということが結果でございました。

6ページを御覧ください。心配事を意識した時期はいつなのかということでございます。これもポイントのところで説明させていただきますが、子供に与える端末を買ったというタイミングを1つの時期で調査したところ、子供が自由に利用できる子供専用の端末を買い与えるのが1つの大きな契機になっていたというのが分かったところでございます。心配事に対して、いろいろ状況はございましたが、表のとおりでございます。

右肩の7ページを御覧ください。SNSについても聞いたところがございます。これもポイントの欄で説明させていただきますが、調査全体としましては、保護者は、もうSNSは

利用するメリットを受けられるものだと考えていると。ただ、一方で、リスクを回避した利用が必要だと、そういう結果が見えたところでございます。

右肩の8ページを御覧ください。ここからは、ペアレンタルコントロールのちょっと深掘りということで、何点か報告させていただきます。

ペアレンタルコントロールを行っているかというのは、冒頭申し上げました定義でございますが、Aの欄を御覧ください。大体7割ぐらいが、何らかの形で行っておりました。※に飛びますが、この何らかの形というのは、やっていると答えられた7割の方のほとんどが、まず家庭内ルールを設けていらっしゃったと。その中の大体半数ぐらいが、システム利用を行ってきた。家庭内ルールプラスシステムだったということで、システム利用のみで、家庭内ルールがないという方は、心配事の種類にもよりますが、一桁%台が多かったというところで、少数派だったという状況でございます。

ポイントのところでもまとめて書いてありますが、ペアレンタルコントロールの基礎はもう家庭内ルールにあったというのが、今回の調査で分かったところでございます。

9ページを御覧ください。ペアレンタルコントロールをやっていないと答えた方に、その理由を聞いたところでございますが、これもポイントのところでも説明しますと、一番上位に出てきた理由は、「子供を信頼している」でございました。これが心配事の理由にもよりますが、ほぼ全て上位になっていたというところでございます。

10 ページを御覧ください。ペアレンタルコントロールをやっていらっしゃる方に、効果について聞いたところでございます。これも種類によりますが、ポイントのところでも説明させていただきますと、いじめや個人情報に関しては、約半数の方が効果があったと。最も効果が見られたと回答されたのは、学齢にもよりますが、高額課金対策、課金対策は6～7割の方が効果があったというところでございます。一方で、保護者の関心であったり実体験の多い利用時間に関するものは、効果なしのほうが多くて、そこら辺は逆転していたというところでございました。

11 ページを御覧ください。ペアレンタルコントロールの中で、大きな仕組みの一つであるフィルタリングを使っているかということでございます。Aの欄を御覧ください。中学1年生が6割ということで、ピークでございました。2年生からは徐々に下がって行って、全体平均は※のところにあります。47.9%、約半数だったということで、学齢の差が非常に大きかったと。高校生になると3割台だったというところでございました。

12 ページを御覧ください。ここは今回の調査で求めていたことの結論というか、その辺

を御説明しております。サブタイトルにあります、ペアレンタルコントロールを実施している例としていない例ということで、どこかにペアレンタルコントロールを始めるスイッチというか、ポイントがないのかということ、グループインタビューでいろいろ聞きました。が、結論を申し上げますと、下段のポイントのところにあるとおりですけれども、ほぼ全ての保護者がリスクというものに関心は持っていました、実施する、しないは様々な要素があって、結論から言うと、わからなかったというところでございます。

表の真ん中、緑色の網かけの部分が一例でございますけれども、例えば、保護者の知識の有無によって非常に差分が出るのではないかと思ったところ、いくつかの保護者に聞いたところでございますが、右側の1行目、知識が少ないのでというところでございます。知識が少ない保護者であっても、少ないということを知覚されて、情報をいろいろ探して、何とかペアレンタルコントロールをというふうに進む方もいらっしゃる一方で、その2行下ですが、少ないというところで、方法が分からないということで止まってしまう保護者もいらっしゃったと。これはもう一例でございますが、様々な理由でペアレンタルコントロールをやる、やらないというのが決定づけられているなど、そのような状況でございました。

13 ページを御覧ください。これは切り口を変えた分析でございますが、ペアレンタルコントロールを考える要素ということで、大きく青少年有害情報という問題とそれ以外というふうに2つに分けました。これはネットの利用問題を考えるに当たって、当初から青少年有害情報の問題があったわけですので、それとそれ以外という形で見たものでございます。

ポイントの一番下段の参考の部分を御覧ください。最も気になることという切り口で調査した結果ではございますが、青少年有害情報を一番に挙げた方は13.7%で、それ以外が約8割、特になしもいらっしゃったということでございます。

ポイントの1行目でございますけれども、ペアレンタルコントロールを意識するというのは、先ほどからの報告のとおり、依存や学習・健康問題などの利用時間に関するものが非常に多かったということでございます。

ポイントの2行目でございますが、これはグループインタビューを行った感想のようなものでございますが、保護者の一部には、有害情報についていろいろ聞いたところ、これはあまり深刻視しない、問題視しない意見がございました。すなわち、子供は見たいものを見ようとしてしまうので、仮にネットをふさいでも、別の方法もいろいろあるだろうと、そのような感覚を持っている保護者が結構目についたなという感じでございます。

これは私の感覚でございますが、実際に子供はそんなものだというふうには感じており

ますが、原則論としまして、未成年は見てはいけない情報があるんだという態度というか、スタンスといたしますか、そのようなものが保護者からは見てとれなかったなというところがございましたので、この辺が大きく影響しているのかなと、そういうふう感じた次第でございます。

早口になりましたが、以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【中村主査】 どうもありがとうございました。

では、ただいまのFMMCと安心協の発表に関して質問等ありましたら、お出してください。お願いします。

【益川構成員】 安心ネットづくり促進協議会のほうで質問です。フィルタリングが、中1の6割がピークで、先ほど高3が3割ぐらいと口頭でおっしゃられたのでしょうか。

【安心ネットづくり促進協議会】 はい。

【益川構成員】 減っていくのは、やっぱり生徒が解除したいから解除していくみたいな、そういうような理由なんですかね。それに関連するような情報があったら、お願いします。

【安心ネットづくり促進協議会】 御質問ありがとうございます。

フィルタリングを利用しない理由というのは、またそれぞれいろいろ聞いておるところでございます。例えば、子供が反対するとか、保護者としても見たいものが見られないとか、いろんな理由がございました。

そのかけ合わせはできていないところはありますが、実態としますと、中1をピークに、もうどんどん下がっていると、そんな実態だと、そういうことでございます。

【益川構成員】 ありがとうございます。

【尾花構成員】 尾花でございます。FMMCさんの現状で、ちょっとお伺いしたいことがございます。

1ページのほうで、学校における講座の実施と、それからリモートの講座、そしてビデオオンデマンドというふうに、3つの実施体系を工夫して今考えていらっしゃる、あるいは、実施していらっしゃるということですが、この2番のリモート講座と3番のビデオオンデマンドは、現在準備中だったり、トライアル実施中ということで、最近のことだと思います。例えばですけれど、誹謗中傷の件ですとか、あるいは、オンラインチャットによる誘拐事件ですとか、そういったことが起きている現状を踏まえて、春に作ったテキスト以外のプラスアルファで、今、喫緊で問題、課題として取り上げなければいけない項目を柔軟に追加され

ているのかどうかをお伺いしたいなと思います。

というのは、ごめんなさい、こういう言い方をしてしまうのは大変失礼かもしれませんが、e-キャラの体制的な欠点として、春にテキストをフィックスすると、全国の様々な講師の方がそれぞれ実施されるために、ちょこちょこ更新することができないという面があったと思うんです。でも、リモートでFMMCさんから都度提供するとか、あるいは、オンデマンドの配信動画を作るといときは、絶好のチャンス。新しい情報を子供や保護者や先生に伝えられる講座のやり方として、この2番、3番はとても有効じゃないかなと思いました。

なので、今、すでにその辺をやっているのか、検討課題に上っているのか、それとも今回試しにやった結果で、例えば次年度以降、新しい情報をこういった形だったら提供できるということで検討していこうと思っていられるのか、そのあたりのところ、率直に現状をお知らせいただければうれしいなと思います。難しい質問かもしれませんが、よろしく願いいたします。

【マルチメディア振興センター】 マルチメディア振興センターの松崎でございます。ただいま頂きました質問に回答いたします。

コロナの影響がございまして、約数百件、実際に学校に訪問して講座を持つということができない状況ではあります。そういったことで、代替りの講座として、リモートを実施することを今考えておるんですけども、あくまでも現在考えているリモート講座というのは、実際に全国で講師の方がやっただいてるものを補完するというものが目的でございまして、今御指摘がありましたような内容について、タイムリーに変更していくということは、今のところはまだ考えてございません。

リモートの内容とリアル为学校に行きやる内容とが相違してくるということで、講座の内容自体がリモートとリアルで変更していくということはいいかどうかという課題もございまして、今のところは、まだ検討にも至っていない状況でございます。

以上です。

【尾花構成員】 ありがとうございます。

e-キャラの講師の方の中には、ご自身の裁量で、講義間に最新情報を入れてお話をされているような方もいらっしゃる、そういった講師の方は大変評判が良いというふうにも聞いております。今後、今回リモートでやってみた結果で、いろいろ新しい方向性を探ったり検討されたりしてもいいかなと思いました。

以上でございます。どうもありがとうございました。

【マルチメディア振興センター】 分かりました。ありがとうございました。

【中村主査】 森さん。

【森構成員】 ありがとうございます。

安心協のアンケートについてなんですけれども、この調査は政策的インプリケーションにあふれるすばらしい調査ではないかと思います。

最後のところがやっぱり非常に印象的だったんですけれども、有害情報の問題を深刻視しないということです。これは、何も目の前に資料等なく、どう思うかと聞かれれば、子供は勝手にいろんなものは見るわけで、それは別にインターネットがなかった頃からそうでしょうみたいな話もありかなとは思ってますけれども。

ここの表を一つ見ても、別に見るだけの話ではなくて、性的被害の問題もありますし、自分で不適切なことを発信すると非常に大変なことになってしまうということはあるわけで、学校に行けなくなってしまったりとか、そういうことを踏まえて、あんまり深刻ではないと言っているのかなというのは非常に疑問でしたので、恐らく松岡さんの御趣旨としても、それは共感しにくいという御趣旨ではあったのかと思いますけれども。

これはモニターの方というか、一応いろんな角度から、青少年有害情報には様々な問題が、自分の発信の問題もあれば、コミュニケーションによって生じる問題もあるので、ライブコンテンツを見るみたいな話だけじゃないよというのは認識した上で回答しているのか、そうでなくて、昔の児童と同じように、何かアダルトコンテンツを探し出してというようなことなのかということは、印象ベースでも結構ですので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【安心ネットづくり促進協議会】 安心協の松岡です。御質問ありがとうございます。

心配事のところで御説明しました10の課題、長時間利用とか、有害情報の問題、それから、情報発信の問題とか、そういうのも含めて、問題を10個というのは提示した上で、その中で一部有害情報に関して聞いたところでございます。

ですので、この有害情報は、今表示されている13ページの下段にあります不適切情報発信とは別に、どちらかという、いわゆるウェブ閲覧等をイメージして聞いたというところにありますので、そういう形での結果かなと思ってございます。御回答になっているでしょうか。

【森構成員】 はい。大変よくわかりました。それなら理解できるというところかなと思います。ありがとうございます。

【中村主査】 他に、どうぞ。

【上沼構成員】 すみません、上沼です。安心協の調査の結果について、この前も別の場所で似たようなことを言っているのでも重複になるかもしれませんが、非常に参考になる調査なので、改めてコメントを述べさせてもらいたと思います。

最初は、ペアレンタルコントロールの定義についてです。このように用語を定義することは、調査の目的上必要だとは思いますが、ペアレンタルコントロールが今着目されつつある状況なので、どのようにペアレンタルコントロールを定義するかは、認識の共通化が必要だと思いますので、その点だけちょっとコメントをさせていただきます。

それから、6 ページの心配事を意識した時期が購入時期だという点に関してです。この点は、啓発ポイントとして、購入時期に意味があるということを示唆していると思いますので、この調査を今後の普及啓発に生かせればいいなと思います。

あと、7 ページについて、SNSを使うということはわかりますが、気になるのは、小学生の保護者は知らない人との交流制限が必要という回答があったという点です。これは質問の仕方として、「SNSを使いますか」という質問について、「知らない人との交流制限が必要ですか」というような明示的な質問だったのかが気になっております。特に、保護者は、中学生なら知らない人と交流してもよいと思っているのかなど、その辺が若干気になるので、もし補足していただければありがたいと思います。

ごめんなさい、たくさんあって。p 8 の家庭内ルールの話に関する統計の読み方についてです。ペアレンタルコントロールの基礎は家庭内ルールというのが、そうかもしれないんですが。ペアレンタルコントロールをシステムなり何なりで実施するような御家庭というのは、お子様のネットの利用に関して意識的な御家庭だと思われまますので、とすると、やっぱり家庭内ルールを当然に作るのではないか、その意識が先かなという気もするので、ここのポイントをどう読むかは、難しいのではと思っているところです。

あとは、11 ページの利用率のピークについては、今御質問あったとおりですけれども、小学生じゃないというのがちょっとショックであり、今後の施策のポイントであるということをよく示しているところだと思います。

最後、先ほど森先生も質問されていたところなんですけれども、青少年有害情報の問題というのを、保護者の方は、恐らく受信ベースで考えていらっしゃるんだと思います。いろんなところで申し上げていますが、ネットの問題は、受信というより、むしろ発信側が問題だと思います。SNSなども、読むだけだったら問題なくて、個人情報なり写真なりを上げち

やうというところが深刻な問題を惹起するので、その部分を認識していただかないといけないのかなと思う部分があり、その辺の普及啓発が必要なのかなと思った次第です。

ほとんどコメントなんですけど、もし7ページだけ分かりましたら、お願いできればと思います。

【安心ネットづくり促進協議会】 安心協の松岡です。コメントありがとうございます。

7ページの前に、非常に重要だなと私どもも思っています、1ページのペアレンタルコントロールの定義の部分でございます。まさに御指摘のとおりだと思っておりますし、このポイントの部分に書きました、いわゆる目の届く範囲で使わせているだとか、そういう部分がペアレンタルコントロールと呼んでいいのかどうかというのは非常に悩んだところではございますが、今回は調査で外したと。

また、これを安心協の中で検討するに当たって、1つ指摘が出たものがございまして、例えば、保護者が端末を子供に貸していると。それも大きなペアレンタルコントロールで、そこがあるから、貸している段階では大きな問題にならないのではないかというような御指摘もあって、定義というのは非常に悩ましいところだなというのは感じた次第でございます。

続きまして、7ページの調査でございますかね。ここについてですが、SNSに関して、細かい質問とか、その辺が出てきませんので、今回、わかりやすいところをピックアップした資料でございますので、外に出すときにもう少し工夫ができないかなと思っています。

以上です。

【中村主査】 よろしいですかね。

【尾花構成員】 尾花でございます。

安心協の調査について、アンケート調査はお任せしちゃったのですが、ヒアリング調査のときは全て立ち会って、会話の内容を聞かせていただきました。有害情報については、先ほど森先生おっしゃっていたように、保護者の方たちはアダルトコンテンツだとか、薬物だとか、そういった情報の閲覧というふうに捉えているような雰囲気がありました。

昨今、閲覧した情報から詐欺に加担してしまったりとか、閲覧した情報によって動いたことにより大変な問題が起きてしまったりという問題が起きています。もちろん、上沼さんおっしゃったように、発信に対しても大きな問題を抱えていると思うんですが、有害情報は、見たことによって精神的な影響を受けるというだけではなく、見たことによって起こす行動で子供たちが大きなトラブルに巻き込まれるケースが大変増えているように思うんです。

これは安心協にということではありませんが、有害情報閲覧制限という、そもそも法律上に書かれているフィルタリングの定義自体を変えないと。この古い定義のために、法律で、子供たちをトラブルから守ることが既にできなくなっているんじゃないかなとすごく感じています。

有害情報“閲覧”制限だけでなく“発信”も付け加えなければいけないかもしれませんし、そもそもフィルタリング自体、有害情報、アダルトコンテンツを見ないようにするためだけにあるわけではないので、そこを、差分でも何でもいいので、もうちょっと法律を今の現状に合うよう手を加えるというようなことも検討していただきたいですね。デジタル庁の新設という話もありますけれども、デジタルの文化が新しくなっていくのに、3年とか5年に一遍ちょっと調整するだけでは、現状に追いつかないという気が昨今とてもしています。

子供たちが被害者になってしまったり、加害者になる青少年が増えていたりという現状を考えると、こういった調査から見えてくることを、啓発のタイミングもそうですけれども、例えば、キャリアさんやMVNOさんの取組に柔軟に活かすとか、必要に応じて法律や条令なども柔軟に変更していくとか、そういった対応を是非していただきたいなど。これは総務省の皆さんへのお願いにもなりますけれども、参考になるような細かいデータも出ていると思いますので、今後の課題としていろいろな角度からの検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。どうぞ。

【石田構成員】 全国消費生活相談員協会の石田です。マルチメディア振興センターさんにお伺いします。

e-ネットキャラバンのいろんな対応の中で、2番目、リモート講座がございますけれども、このリモート講座は、学校等にウェブ会議システムを利用してと書いてあるのは、やはり学校に皆さん保護者の方が集まっていたら、そこで行うという、そういう想定でしょうか。

【マルチメディア振興センター】 マルチメディア振興センターの松崎です。

はい、そのとおりです。今、学校で各講師が派遣されて、講座を行っています。その代わりに、講師の方は行けないけれども、教室なり体育館なりで、講師がやっていた内容をそのまま学校でお話をするということが目的です。

その理由は、先ほども申しましたが、多くのキャンセルがコロナによって発生しています。4月、5月、6月、7月、毎月約200件のキャンセルが学校から受けられておりまして、

1,000件程度のものが、実際に、通常であればできたものが、できない状態であるというのが今の現状です。それを補完するものとして、学校で流していただくために、ビデオを作ったり、オンラインで流したりということを今のところ考えているという状況です。

以上です。

【石田構成員】 なかなか学校にまた保護者の方が集まるということも大変かと思うんですけれども。お集まりいただいて、限られた中での説明というのがe-ネットキャラバンさんの講座というふうについていつも伺っているんですが、例えば、ウェブ配信みたいな形で行うというような、決められた人数の、対象の方にウェブ配信とか、そういうようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

【マルチメディア振興センター】 ウェブ配信で、学校に来なくても受けられるということでしょうか。

【石田構成員】 はい。

【マルチメディア振興センター】 そうですね。今のところは考えておりません。

ただ、私ども、講座を作っている中でも、講師の方々が小学生、中学生と話のキャッチボールをしながら、いけないこと、ネットワークでの問題点を説明していく中で、一方的にお話をして、それを説いていくというところの難しさを、ちょうど今、ビデオを作りながら痛感しているところではあります。

ですので、今のところは、今までの延長として、学校で流していただくということを考えておるところではあります。ただ、今おっしゃるようなことも有効かと思いますが、今のところは、まだそういったことは検討していない状況です。

【石田構成員】 保護者の方を対象にしたものがちょっと難しくなっているのではないかとあって、ウェブ配信はどうかかなとあってお話をさせていただきました。

【マルチメディア振興センター】 わかりました。ありがとうございます。検討は、まだ今のところはしていない状況ですが、御意見として承ります。ありがとうございました。

② 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告

【中村主査】 ありがとうございました。

では、次に参りましょうか。議題(2)です。青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告についてということで、今日は、内閣府から磯さんにお越しいただいているということですが、御説明いただけますでしょうか。

〈内閣府から、資料 11—5「内閣府資料」について説明〉

【内閣府】 内閣府の磯と申します。今回、機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私どもが現在事務局をしております青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において取りまとめました、改正法附則第 4 条に基づく検討に関する提言報告書（案）について、概要を御説明いたします。

まず、お手元にお配りいたしました資料 11—5 になりますけれども、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）について」を御覧ください。

まず 1 枚おめくりいただきまして、「1 報告書（案）作成の経緯」になります。

環境整備法の制定に関する沿革につきましては、皆様には釈迦に説法かと存じますので、割愛させていただきます。

続いて、枠囲いの 2 つ目になりますけれども、青少年インターネット利用環境の課題を御覧ください。青少年のインターネット利用端末は、携帯電話、いわゆるフィーチャーフォンからスマートフォンに主体が変化し、平成 25 年には利用率が逆転しております。その変化に合わせてフィルタリングの利用率は低下し、フィルタリングの利用促進を図る必要が生じました。これは、過去、電気通信事業者側で管理が可能であったネットワーク型フィルタリングが、スマートフォンの普及によって十分に機能しなくなり、個人管理に任される割合が増えたということが影響しております。

このような情勢を受けまして、枠囲いの 3 つ目になりますけれども、改正法の欄を御覧ください。改正法が平成 30 年 2 月 1 日に施行されまして、主な内容につきましては、携帯電話の端末と通信サービスの契約を提供する販売店の店頭におきまして、利用者が青少年であるか確認をすること、フィルタリングに関する説明を行うこと、希望者に対してフィルタリングの有効化を行うこととなっております。また、電気通信事業者に対しては、フィルタリングサービスを提供することが、併せて義務づけられております。

枠囲いの 4 つ目を御覧ください。改正法附則第 4 条についてでございますが、改正法については、法の見直し条項が設けられております。下線部のみ、波線の部分になりますけれども、読み上げをさせていただきます。施行後 3 年以内（令和 3 年 2 月）に、新法第 13 条から第 16 条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、措置の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるとしております。

この必要な措置を検討し、政府に対する御提言を頂くため、現在、私どもの有識者会議で

検討を進めていただいているというような形になります。

1 ページおめくりいただきまして、法第 13 条から 16 条の履行状況についてを御覧ください。こちらは、現行のMNO 3 社の実態を評価したものになります。

MNO 3 社については、いずれも販売代理店とMNOを直接つなぐ顧客管理情報システムを構築しており、青少年確認や説明、有効化措置の手続を管理し、法の履行に努めております。具体的な確認、管理方法につきましては記載のとおりとなりますが、総括いたしますと、よくやっただいただいているというような形になっております。

加えて、下の欄になりますが、総務省で行っている覆面調査の結果によりますと、青少年確認は、調査員の 91%が「確認があった」、フィルタリング等の説明は、調査員の 89%が「説明があった」、有効化措置については、調査員の 94%が「有効化措置を行ってもらった」と回答しており、良好な結果が出ております。

続いて、3のフィルタリング関連数値の向上状況を御覧ください。先ほどの新法第 13 条から 16 条までの事業者などの取組を受けまして、指標となるべき数値を3つほど御紹介いたします。

まず、内閣府で調査を行っております青少年の保護者に対するフィルタリングの認知率になります。こちらの表のうち、青色が「知っていた」、オレンジ色が「何となく知っていた」、黄色が「全く知らなかった」となります。このうち「知っていた」と「何となく知っていた」を合算すると、令和元年度は最高値となっております。また、青色の「知っていた」は、平成 25 年度以降低下傾向にございましたが、平成 30 年度 56.2%から令和元年度 60.2%と増加に転じております。

続いて、2つ目の丸、フィルタリングの利用率に関しまして、こちらも歴年低下傾向にございましたが、令和元年度に下げ止まり、踏みとどまった形になっております。

続いて、最後の丸になります。携帯電話インターネット接続役務提供事業者によるフィルタリングに関する実データになりますが、こちらにつきましても、改正法の施行以降、上昇基調となっております。

最後になりますが、1 枚おめくりいただきまして、4の結論になります。

こちらの資料のうち、右側の枠囲いを御覧ください。上段に記載しておりますけれども、1つ目の○のとおり、環境整備法第 13~16 条の義務の履行が図られているというような結論を頂きまして、最終的には、その枠の下の矢印になりますけれども、政府において第 4 次基本計画の取組を着実に推進することが適当というような結論に達しております。

なお、その下の枠囲いになりますけれども、来年7月までに策定予定であります第5次基本計画の策定への課題としまして、青少年に対する情報教育の今後の在り方についてや、青少年のインターネット安全利用についてという課題を挙げております。今後、当方の検討会におきまして、検討を随時始めてまいります。

なお、今回の提言報告書（案）につきましては、結論を出した上で、検討会から提言として頂戴し、来年の2月になりますが、改正法の附則の期限までに政府として方針を決めていく予定でございます。

御説明は以上です。

【中村主査】 どうもありがとうございます。

今の発表に関して、質問等ございますでしょうか。どうぞ。

【尾花構成員】 尾花でございます。2つほどございます。

質問といたしますか、2ページ目の法第13条から16条の履行状況の一番下のところにある、販売代理店に対する調査をされた結果がすごく気になっております。法律で義務化されているにもかかわらず、青少年確認でさえ91%でしかなく、それを、よく頑張ってやってくれているというふうに評価していいものなんだろうかと。

これって、100%というのは確かに難しいと思いますけれど、98%とか、少なくとも95%以上の数字が出てこない、法律で義務化していることを履行していることにならないのではないかなど。そのあたりの徹底は、ここの数字でよしとしないで、もうちょっと上を目指していただきたいところです。せめて、青少年確認ぐらいは9割を超えた程度で甘んじずさらに徹底して、100%になるまでもっともっと啓発していただきたいと思います。

2点目は、一番最後の4の結論のところ、青少年のインターネット安全利用について、青少年への教育とか、情報教育の今後の在り方ということがあります。私が委員をしておりました当時、内閣府の検討会でも再三申し上げたことですが、今、大変増えている乳幼児の利用に関する保護者教育の重要性です。保護者から与えられて、子守り代わりから一歩進んで、子供のほうで動画を見ることが当たり前になっているのが現状です。今どきの小学生は「早く家に帰ってYouTube見よう！」というのが当たり前の時代、小学生になる前までの時期に、保護者の方たちの姿勢とか取り組み方とか、乳幼児の発達段階でスマホとかブルーライトが与える子供の身体への影響とかも踏まえて、いろいろな教育をしていく必要があるのかなど。

内閣府さんのほうでも、乳幼児の保護者向けのリーフレットを作るなど、啓発活動はされ

ていると思うんですが、例えば、厚労省と組んで、両親学級、母親父親学級のときに、スマホやデジタルツールについての知識を提供する時間をほんのひとコマでいいので入れていただくとか、そういった工夫をして、乳幼児への与え方というのを、それを持つ保護者たちに啓発するという方向性を——第4次計画の中にも、乳幼児の保護者への啓発を入れさせていただきましたが、今後の計画の中でも引き続き明記していただけないでしょうか。乳幼児のデジタル機器利用は今後ますます増えてくると思われます。5年、10年経った後に、子供たちの成長に影響が出るかどうかは、今、全く未知数ですが、何らかの影響が出てしまってから、あのときやればよかったなではもう本当に遅いことになりますので、ぜひ、今、良いタイミングだと思いますので、乳幼児を持つ保護者、あるいは、これから子供を持つ保護者への、学びのタイミングを活用した保護者への啓発教育ということも、この青少年教育と同等に検討していただけないかというお願いです。

3点目は、この全体に関わることで、先ほども申し上げましたが、フィルタリングの日本語表記を「有害情報閲覧制限」にするという定義はそろそろやめていただきたいと。サービスやコンテンツも、利用者の感覚も、法律ができた携帯電話の時代から大きく変わっているのですから、子供たちを守るためにも、この定義の言葉を見直すなり、検討するなりをちょっとお願いできないかなというふうに考えます。

以上でございます。長くなりました。ありがとうございました。

【中村主査】 ありがとうございました。他にどうでしょう。どうぞ。

【上沼構成員】 すみません、上沼です。

内閣府の検討会の委員をしているので、私がここでお話しするのも何か変な話でごめんなさい、と申し上げるべきところですが、今、1ページ目を見ていて、1点だけコメントしたいなと思いましたので、その点だけコメントさせていただきます。

1ページ目に、課題として、携帯電話からスマートフォンへの逆転が平成25年に起こったということが書かれているのですが、スマートフォンでは、フィルタリングの利用が難しくなるということは、逆転が起こる前からずっと御指摘をさせていただいていたことではありました。そして、実際にスマートフォンが青少年に利用されるようになって、やはりフィルタリングの利用率が低下して、それを今回、皆様が相当努力して、ようやく持ち直してきているというところなんです。つまり、平成25年に逆転してから、持ち直すまでに7年、8年かかっているということになるわけです。その間の青少年は、あらかじめ対策をしていれば、保護を受けられるはずだったものが、保護を受けられないという状況のままだったとい

うことですので、ぜひとも早め早めに御検討いただければありがたいと思います。

そういう意味で、第5次の基本計画の中に、新たな方策というものを書いていただいているんですけども、この部分について、ぜひとも先延ばししないような検討をしていただければありがたいと思います。

以上です。

③ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告

【中村主査】 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、議題（3）です。その他の取組の報告、これは事務局からのです。

〈事務局から、資料11-6「事務局資料（インターネットトラブル事例集（2020年版）追補版）、資料11-7「事務局資料（2019年度青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果）」について説明〉

【片桐消費者行政第一課長】 総務省消費者行政第一課長の片桐でございます。

資料11-6、11-7、両方とも総務省の前回の会合以降の取組のアップデートでございます。こちらにつきまして、簡単に申し上げたいと思います。

まず、資料11-6を御覧ください。総務省では、インターネット上の誹謗中傷問題に關しまして、9月1日に政策パッケージというのをまとめました。その柱の一つが啓発活動でございます。今般、その一環としまして、インターネットトラブル事例集2020年版の追補版という形で啓発資料を作成しましたので、今回、これを御紹介させていただきたいというものでございます。

この表面の話は、SNSで誹謗中傷した結果、慰謝料が請求されたといった事案を題材といたしまして、SNSの発信者側で書き込みに当たりまして注意すべき点などをまとめた資料でございます。立場や事実かどうかというのを問わず、人格を否定したりするというような投稿をしてはならないということ。また、そうした投稿というのは、単に他人の書き込みを再投稿しただけであったとしても、民事上・刑事上の責任を問われる可能性がある、こういったことが記載されております。

裏面を御覧ください。こちらは、SNSによる誹謗中傷されてしまった方へのメッセージとなっております。ミュートとかブロック等で距離を置くことですか、人権侵害情報の削除を依頼することとか、信頼できる機関に相談することなんかを、SNSによる誹謗中

傷被害の対処方法として記載してございます。

この追補版でございますが、9月17日に総務省のホームページにアップされております。また、9月18日～24日まで、このサイトにリンクをするバナー広告をヤフーのトップページに貼るとともに、今日御参加いただいております文部科学省の御協力によりまして、全国の教育現場にも周知しております。さらに、ここのタスクフォースに御参加いただいております事業者、関係団体の皆様にも御周知に御協力いただきましたので、この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

総務省といたしましては、今後も、この追補版の内容を様々なチャネルを通じまして周知していきたいと、このように考えているところでございます。

続きまして、資料11-7について御説明させていただきます。こちら、2019年度版の青少年のインターネット・リテラシー指標等に係る調査結果がまとまりましたので、その概要をまとめたものでございます。

2ページ目を御覧ください。こちら、上の四角囲いの丸の2つ目の中段ぐらいでございます。インターネット上の危険とか脅威に対応するための能力とその現状などを可視化するために、これらの能力を数値化するテスト、これを指標として開発したものでございます。このテストは、2012年度より毎年、高校1年生を対象にしまして、インターネット等の利用状況に関するアンケートと併せて実施しております。2019年度は、57の高校におきまして御協力を頂いております。

続きまして、1ページ飛ばして、4ページ目を御覧ください。2019年度ILASの経年変化でございます。ILASというのは、この調査指標の略称でございます。

上の四角にございますように、全体の正答率というのは過去4年間の平均とほぼ同等ということでございますが、4年前と比較しますと、セキュリティリスクの正答率が相対的に上昇していると。一方で、不適切な利用のリスクであったり、有害情報のリスクであったり、正答率というのは相対的に下降しているというような状況になってございます。

5ページ目を御覧ください。男女別・学校所在地別の比較でございます。ほとんどの設問で、男子より女子の正答率が高いという結果になっておりまして、これは例年同様でございます。

2019年度は、学校の所在地別では、政令市等における正答率が高いということになってございますが、過去3年間を見ても、あまりこの場所と正答率の相関関係は大きくないというような形になってございます。

6 ページ目を御覧ください。高校生の利用機器の現状でございます。下のグラフにありますように、高校生の 97.5%が、インターネット接続機器としてスマートフォンを保有しているという状況になってございます。

7 ページ目を御覧ください。こちらは、インターネットの利用の現状と I L A S の結果をクロス集計したものでございます。

まず平日でございますが、1 日当たりの平均利用時間、これは 2 ～ 3 時間の割合が最も多くなっております。また、約 8 割が 2 時間以上利用しておりまして、昨年度の 7 割と比べまして、長時間利用の割合が増加していると見てとれます。また、利用時間が長いほど、おおむね正答率が低下すると、こうした傾向も併せて見てとれるかと思えます。

8 ページ目を御覧ください。今度は休日でございます。休日では、6 時間以上の利用が最も多いという結果になっております。ただ、休日の平均利用時間と正答率に相関関係はあまり見られないと、このような結果になってございます。

9 ページ目を御覧ください。フィルタリングの認知のアンケートでございます。下の青字で「考察」と書いてあるところを御覧いただければと思うんですけども、フィルタリングの認知度というのは、前年度 69.2%から、19 年度は 74.7%と、約 5.5%増加しております。この背景としましては、本タスクフォースで取りまとめられました課題及び対策を踏まえて、関係者の皆様が周知に向けた取組をしっかりとされた、このことが大きく寄与しているのではないかと私どもも思っております。

少し飛ばしまして、10 ページ、11 ページ、12 ページまで飛ばしていただきまして、13 ページを御覧ください。フィルタリングの利用と家庭のルールと I L A S の結果についてクロス集計したものでございます。

右の表を御覧いただければと思うんですけども、この結果によりますと、フィルタリングの利用の有無、家庭でのルールの有無、それぞれあり・なしというのを表にまとめますと、両方ともありというものが、正答率が一番高く出ておりまして、両方ともなしという方が、正答率が一番低くなっていると、このような結果になってございます。

次のページの 14 ページは参考でございますので、御説明は割愛させていただきたいと思えます。

私からの説明は、以上でございます。

【中村主査】 今の発表に関して、質問等ございますでしょうか。

【尾花構成員】 尾花でございます。

毎年、この I L A S の調査ではおもしろいデータが取れていて、高校 1 年生の子供たちのリテラシーを経年変化とともに調査できるという意味では、大変有意義な取組だと思っています。

が、質問数が大変多く、子供たちは、頑張ってやってくれているんですけども、内容が古いものがかなりありまして。経年変化を調査するため、内容をあまり変えたくないという思いは理解できるものの、せっかく時間をかけてこの調査をやるからには、協力してくれた子供たちはそれによって学ぶ、気づくことが多くなってほしい。そうなると、現状に合わない、経年調査のための質問って果たして必要なんだろうかと疑問に思うわけです。

今までそういったことについては、I L A S を御担当されている皆さんと話し合いを何度もしましたし、安心協でこれをコンパクトにした安心協 I L A S を作る際にも、もうちょっと新しい質問とか学びや気づきの多い設問ができないかということを検討してはみたものの、I L A S 自体はほとんど変わっていない状態です。先ほどの経年変化をみられる表に何年度何年度とあったと思うんですけど、新しい質問ができて、古い質問がなくなったときには、今年度の数値のみで、前年度までは棒が入って数字がないというものが発表されたところで、今年から先のデータは取れるので問題はないはず。ですから、現状、子供たちにたずねても学びも気づきもほとんどないような設問は、できるだけ早く今必要な情報の設問に変えていただきたい。バランスはとてもいいので、設問のボリュームとか、カテゴリーとかは変える必要はないと思いますが、その中の一つ一つの設問に関しては、新しいものに差し替えていいと私は思っています。有益な調査だけに、そのあたりの見直しをしていただきたいという、これはお願いになります。

それと、12 ページの「8 学校・家庭での SNS 等の利用のルールとフィルタリングの利用状況」のところですが、ブルーの「利用している」、赤の「利用していない」、グレーの「以前利用していたが、今は利用していない」という、順序になっていますが、グレーと赤をひっくり返していただいたほうがいいかなと。

これまで使ったことがある人と、今使っていない人が、それぞれひとまとめにできるので、グレーを中に入れたほうが、データとしては使いやすいグラフになるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。質問ではなくて、お願い事ばかりになりましたが、せっかく OECD でも評価してくださっている、大変貴重な情報だと思いますので、ますます有効活用できるように、続けていかれるのであれば、中身に関して新しく検討していただければと思います。

以上でございます。

【中村主査】 ほかにいかがでしょうか。

【上沼構成員】 何度もすみません、上沼です。

今の尾花さんの御意見とちょっと関連するんですけども、ILASは、調査として有意義だと思います。現状が分からないと、その先の施策も検討できないですから。

ただ、やはり問題もあるとは思いますが、私は、安心協ILASとの差分を検討したことがあるんですが、子供たちのよく知っている分野と知らない分野の数値が、総務省ILASと異なる数値となっていたりします。それは、問題の設問の選択次第で正答率が違うことであり、そうだとすると、必ずしも分野別の知識の高低を反映しているわけでもないという可能性があると思います。

先ほどセキュリティなどの正答率が変わってきているというお話でしたが、それなどは、まさに尾花さんのおっしゃるように、現在の課題の認識と違うから正答率が変わってきている可能性があります。そういう意味でも、もう少しうまく使えるというか、安心協ILASでも、総務省ILASでも、本当は同じ傾向になるのが望ましいと思うので、その辺を念頭において、もし御検討いただけるのであれば、そうしていただけるとありがたいなという、こちらをお願いします。すみません。

【中村主査】 森さん、どうぞ。

【森構成員】 ありがとうございます。

私は、意見といいますか、感想なんですけれども、12ページの、先ほど尾花さんから入れ替えたほうが良いという話のあった棒グラフなんです。

家庭と学校とで利用のルールとフィルタリングの利用状況について、家庭のルールがフィルタリング利用に影響していて、学校のルールがあまり影響していないという結果が出ているわけなんです。やっぱりフィルタリングの利用みたいなことというのは、結構一目とわかりますか、手前にあることなので、学校のルールも影響しようよというふうに直感的に思うわけですし、そういうところが、これもまたインプリケーションなのかなと思いました。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうぞ、米田さん。

【米田構成員】 よろしくお願ひします。関西学院千里国際、米田です。

これ、前から I L A S の中でもお話しさせてもらっているんですけど、高 1 でやっているんですが、できたら、実は高校でも教科「情報」という科目があって、高校の 1 年生で大体履修するというのが多いので、やっぱりその履修が終わった段階で、結局、1 年、2 年というふうな終わったあたりの部分で、どう変化したかとか、そういった部分なんかも取れるとすごくいいんじゃないかと。やっぱり意識は高くなっていくというふうなところがあるのでということです。

以上です。

④ 今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に関する意見交換

【中村主査】 ありがとうございます。

では、今日 4 つ目、最後の議題に移ります。今後の検討課題に関する意見交換について、今回、事務局とお話し合いの上で作成した資料について、まず事務局から説明を頂きます。その後、これは皆さんからコメントを頂きたいということで、構成員の皆さんから順に御質問、御意見を頂ければと思います。よろしくどうぞ。

〈事務局から、資料 11—8 「今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題」について説明〉

【片桐消費者行政第一課長】 総務省消費者行政第一課長の片桐でございます。まず、検討課題につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

こちら、今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する本タスクフォースにおける検討課題の案につきまして、事務局より主査と事前に御相談しまして、案を作ったものでございます。

柱は大きく 3 つでございます。

1 つ目の柱が、事業者・事業者団体における取組のモニタリングということで、これまで本タスクフォースにおきまして、事業者等の取組についていろいろやっていくということで、見解においても、事業者等の取組をモニタリングしていくことが適当としております。実際に大きな効果も出ていると思いますので、そのモニタリングを引き続き行うことを通じまして、何か課題等あれば、その都度改善していくといったことが、1 つの柱として考えられないかというものでございます。

2つ目でございます。フィルタリングの利用促進のための更なる取組でございますが、フィルタリングにつきましては、契約時に加入率、有効化率ということで、これまで本タスクフォースの課題及び対策を踏まえて各所で取り組んでいただいたところでございまして、その結果、合算値で、加入率であれば74%、有効化率でも80%という、非常に高いレベルでの上昇をしているところでございます。

一方で、内閣府から、先ほど御説明もありました「青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果を見ますと、まだまだ利用率という観点で言えば、2019年度で37.4%にとどまっているということがございます。これは違う調査でございますので、単純比較はできないものの、やはり店頭で設定後にフィルタリングを解除しているということも想定されるのではないかと考えております。しかし、やはりフィルタリングは継続して利用することが非常に重要でございますので、こうした継続的な利用を促進するために、どのような取組をすればよいかということも、本タスクフォースの新しい検討課題として考えてはいかかかというところでございます。

3つ目でございます。青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化とそれに伴う新たな課題ということでございます。これまでと今年度、何が一番大きく異なるかと言えば、コロナということかと思えます。SNSのトラブル社会問題化ということもございました。こうした生活環境や教育環境の変化というのを踏まえまして、青少年のインターネットの利用状況はどのように変わっていくか、また、それに伴って、どういった課題が考えられて、それをどのように解決すべきか。こうしたことも、本タスクフォースの今後の課題として考えられるのではないかとこのところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。

今、事務局から3つの柱を提示していただきました。1つ目は、これはこの場でも成果が見えてきていると思えますし、引き続き重要な課題だと私も認識します。2点目も、もちろん我々の本丸のテーマであり続けるんだろうと思うんですが、私自身は、3点目の、今の環境の変化をどのように政策に反映させるのかが最大の個人的な関心事でありまして、先ほどの安心協の調査結果を見ましても、ネットをめぐる環境、保護者の認識も大きく変わってきている。これをどのように我々は捉えるのかという、新しい宿題をもらっているような気がします。

特に、今、事務局からありましたように、私、個人的な関心としては、コロナで特に教育がどう変わるのかということに非常に注目してしまっていて、世の中のネット利用がコロナで格段に進んでいます。eスポーツも非常に盛んになっていて、これに対して、WHOのアンバサダーが、コミュニケーションの手段として e スポーツをやることを推奨すると言っている、これも1つの変化だと思うんですけども。日本では、デジタル庁を設立しようと言っているのも、その反映ではないかと思うんですね。

御存じのとおり、去年までパソコンが学校で使えるのが5人に1台だったのが、今年度中に1人1台に一気に持っていくという政府の方針でもあります。これは、全ての子供たちが学校でネットで勉強するという環境になるということで、そうなれば、学校での環境はオーケーになっていくでしょうから、同時に、学校でのリテラシー教育も格段に強化をしていかなければいけないことになるだろうと思うんですが。

私は、それ以上に、休校でみんな家でもお勉強しなきゃいけなくなったという経験をしたんですけども、じゃあ、家でのネット環境、ネットを使ってどのように学ぶのかというのが非常に大きな問題となって、クローズアップしてくるだろう。これまで4万校の学校の手当てを考えていたのが、1,000万の子供のいる世帯をどのように手当てをするのかという、問題の質が変わるというか、規模が大きくなるだけではなくて、質ががらっと変わってくる。その中で、青少年の安全・安心をどのように保証していくのかという、重要性のレベルも格段に上がってくるんだろうと思うんですね。

同時に、私が気になっているのは、逆にデバイドの問題が改めて出てくるのではないかという気がしています。つまり、ギガが不足しているとか、個人のスマホはあるかもしれないけど、パソコンが家にないという、家で学べない子供のデジタルデバイドの問題というのが改めて出てくる。だから、もう一度、いかに使わせるのかという問題とともに、青少年の安心・安全ということを考えるというフェーズに改めて入るのではないかなという気がしております、ちょっと別の政策アジェンダも出てくるかもしれないなと感じているところです。

皆さんから、このあたりのコメントを頂きたいんですが、すみません、だんだん時間が押してしまっていて、米田さん、早めに出なければいけないと聞いていたんですけど、先にいきますか。

【米田構成員】 では、先に出させてもらいます。千里国際中・高等の米田です。

まずフィルタリングのところは、私もILAS、実は来週、本校の高1を受けさせるんで

すけど、ポイントは、やっぱりさっきあったように、否定的に捉えないというところですよ。肯定的に捉えながら、かつ、そこら辺のところをどうフォローするかということがポイントになって、こういう I L A S 的なものを今どこの学校もやり始めているので、そこうまく持って行って、アフターの部分をどういうふうに学校の中でもフォローできるかというのがポイントかと思います。

それから、3番目のところなんですけど、今、高校生 I C T カンファレンス、今年もやらせてもらって、実は今年のテーマは、新しい生活様式と I C T 活用法ということで、大阪で終わったんですけど、今中村先生がおっしゃった、まさにその意見が高校生から出てきたというのがそれで、今、全国のいくつかの開催地域でやっているんですけど、一番ポイントは、オンラインでの授業とかというようなところで、一番不安だったのは、やっぱり環境面、それから、デバイスの問題、それから、やっぱりコミュニケーションの問題というあたり等がはっきり浮き彫りになってきた。

それから、かなりの高校生たちが格差という言葉を使い始めたのが若干気になっているんですけど、そういった部分を感じさせないようなことというのが、これからの課題になってくるかと思っています。

結構いろいろ、でも、前向きなテーマがすごくあって、高校生自身から、ハイブリッド形式であるとか、週に1回ぐらいはオンラインの日を作ってもいいんじゃないかとかというふうな提言も出てきたりしているので、その高校生 I C T カンファレンスの全国の部分をぜひこの場でもまた御報告させていただきたいと思います。

以上です。ありがたいなと思います。

【益川構成員】 聖心女子大学の益川です。

まず①、②についてですが、自分は第10回から関わらせていただき、大分状況も分かってきました。

強く感じているところが、各キャリア、MVNOさんですか、事業者さんの取組の質にはばらつきがあるのではないかなというふうにちょっと感じております。全体としては改善しているといっても、実際に有効化をしている割合の現状って、まだまだ厳しい状況ではないかなと思います。

例えば、今日も議論に上がった有料の事業者が多いとか、仕組みが複雑でそれぞれ異なるままでして、具体的な改善策とか、こういうふうに有効化率を高めるために変えてきていますというような報告がないので、努力してますという表面的な報告はあるんですけど、まだ

まだいろいろ改善の余地があるのではないかと思います。

1つ目で必要な取り組みですが、例えば、案として、現在タスクフォースの中で、いろいろ事業者団体さんに発言を通して要望はさせていただいているんですけど、もっと事業者さんと一緒に解決策を考えて、作っていくことができればいいのではないかなと自分だったら思いました。

例えば、僕自身でしたら、各事業者の担当者の方と直接対話とかワークショップみたいなのを組みながら、事業者さんはどういう利用を子供たち、青少年に望んでいるのかという声を聞いたりとか、いろいろ変えていくときに何が障壁になっているのかとか、障壁をクリアしている会社さんは、どういうふう乗り越えてきているのかとか、そこに、例えば学校現場の先生とか保護者さんも一緒になって、一緒に意識改革していくような、そういう取組をやっていくということも大事なのかなと感じております。

あと、もう一方、今日の話にもあったんですけど、中1をピークに下がっているとか、一方、もう生徒が嫌になって解除しているという実態があって、親や青少年の意識を上げていくことが大事なんですけど、利用者がフィルタリングを躊躇しているところがあるのかなと思います。

その原因の大きな一つに、フィルタリングの機能の操作が機能ベース、この機能を制限する、しないという操作者にとって受け身的なフィルタリングになっているのかなと思いついて、そうではなく、操作者が自分の利用シーンを考えながら能動的にフィルタリングできるようなインターフェースに変えていけないのかなと思います。

例えば、この機能、このアプリを制限するというよりは、ここのチェックボタンを押すと、あなたの何を守ることができるのかというような、そういうようなイメージですね。アダルト、そういう被害から守るために、ここをチェックボタンしますとか、そういうソフトウェア、インターフェースを、事業者さん・事業者団体さんの間で開発して、作り込んでいくことができると、実はその設定操作自体が保護者さんとか青少年たちの学習のチャンスにもなっていくのかなと思いついて、そういうところの検討ができていくといいのかなと感じております。

このようなフィルタリングを使いながら学んでいって、自分をちゃんと守ってくれているんだというところの認識も、利用者も含め育っていくことができると、それが③のポストコロナの環境変化につながる中での、より豊かなデジタルテクノロジーを使った教育とか学びを開花させていくのかなと思いついています。

本当にポストコロナでは、こういうICTの利用というのが、年齢幅広く日常的に埋め込まれていて、SNSの利用目的もより多様化していくのではないかなと思っていますし、同時に、保護者のコントロールって、やっぱり徐々に難しく、学校での利用と家での利用の境目がなくなってきた、もっと青少年が主体的にフィルタリングをコントロールできるように、それが低年齢化していくのではないかなと思います。そのような時代に向けて、青少年の成長というのを、そういうフィルタリングのアプリケーションのインターフェイスデザインであるとか、もっとよりよく使ってってもらいたいという社会的な雰囲気醸成とか、多方面から取り組んでいく必要があると思います。

僕のほうからは、以上です。

【尾花構成員】 尾花でございます。

今、益川先生のちょうどおっしゃっていたことと関連すると思うんですが、多くの子供たちはフィルタリングで安全な環境を作るところから始まって、最後はセルフコントロールができるようになるのが理想です。先ほどからスクリーンタイムの話も出ていますけれども、その大きなポイントは、やっぱりタイムコントロールとか、自分の使い方をコントロールすることだと思うんですね。だから、現在数多く実施されているペアレンタルコントロールに関する調査だけでなく、セルフコントロールできるようになっていますかとか、セルフコントロールしていますかという調査。うまくセルフコントロールできるように育つというのが、フィルタリングの最終目標だと思うので、セルフコントロールを手助けするいいツールが出そろってきたタイミングの今、両方をペアにして調査するとおもしろいのではないかなというのが、今後ぜひやってみたいことです。

また、例えば、COCOAという感染症対策のアプリがありますが、6割7割という国民が持ち歩いて、その情報を有効に活用するのであれば、子供たちのスマホや携帯の中に導入して学校に持っていかなければ意味がありません。学校と家と街の中をうろうろする、地元での行動範囲の広い子供たちが持っていないということが、そのほかの大人が全部持っていて、意味がないものになる可能性があると思います。単なる持たせる持たせない議論ではなく、じゃあみんな持とうねという普及活動でもなく、そういった細かいところまで含めていろいろ見て考えていく必要があるかなと思います。

ここは文科省ではないので、学校の中での教育云々ということは深く掘り下げないでおきますが、家庭の中で学習をやるようになると、ネットワークにも課題がでてきます。今、テレワークで家庭内で仕事をするお父さん、お母さんも増えています。転勤で単身赴任しな

くても、戻ってきてリモートでいいよという会社も増えています。となると、家庭の中の無線の環境が大きな問題となるのです。お父さんの仕事の会議の時間と子供の授業の時間がかぶり、かつ、子供3人授業を受けなければいけないのに、お母さんがキッチンで電子レンジを使っちゃった瞬間に、同じ2.4ギガの周波数の中で、電子レンジと無線LANが干渉し合いノイズが入って、結局会議もダメ、授業もダメなんていうことが起こり得るわけで、こうした電波の状況を何か打破する方法がないのかと。電子レンジか無線LANの周波数を替えるというのはすぐにできることではないですけど、何かうまく対応の仕方とか、例えば「電子レンジの周りに電磁波シールド的なものがちょっとあれば、電波干渉が和らぐ」みたいな誰にでもできる対策的なものを検討するとか。家庭の中で一気にインターネットを使うという環境で、おじいちゃん、おばあちゃんがいたら、もしかするとインターネットテレビを使っちゃうかもしれない。そうすると、さらに電波が足りなくなっちゃいますから。

この業界で活躍している方の御家庭でも、子供と両親とでオンラインで何かをする時間を、時間割みたいにスケジュールを作っているとおっしゃっていました。そうしないとできないのが今の現状なので、そこを何とかしないと、教育も仕事も家に持って帰って、それをうまく共存させるという世の中はとても難しいのではないかなと思います。このあたりの検討については総務省さんが一番適していると思いますので、そういった部分も3番に関してやっていけたらいいなと。

そのほか、例えば、昨今ディープフェイクが話題になっていますが、世の中に自分の写真とか自分の画像、動画を出せば出すほど、ディープフェイクでくっつけられて、自分の意図しないところに利用されてしまったり、公開されてしまったりという可能性も、もしかするとあるかもしれない。…と考えると、危機管理の方法が今までと違う形になってくる可能性がある。技術によってどんどん変わっていくものを一個一個追いかけてはられないので、柔軟に対応できる青少年を育てるために、我々ができることを一緒に考えていけたらいいなと思っています。

長くなりました。以上です。

【上沼構成員】 上沼です。

検討課題について、①と②は、もう皆様おっしゃるとおり、ぜひとも進めていただきたいと思います。特に、先ほど安心協の調査結果にもあったとおり、中学1年がピークというのはやはりおかしいと思います。本来小学生がピークで、だんだん減っていくのがあるべき姿だと思います。そういう意味でも、フィルタリングの利用率というのを今後ともモニターし

ていつていただきたいなとは思っています。

③のインターネット利用を取り巻く環境の変化は、今、尾花さんなどからコメントがあったとおり、いろいろ複雑な問題もあります。ただ、直近に関しては、ネット利用が実際に増えたことで、発信系のトラブルが増えています。今回のトラブル事例集の誹謗中傷の問題なども発信系のトラブルです。また、第二東京弁護士会で子供向けのSNS相談を実施していますが、SNS相談で目立つというか、気になるのが、やっぱり誹謗中傷系の相談と、あと、性的なコンテンツの投稿です。自撮りではなくても、そのようなコンテンツをリツイートしてしまったと。これはどうしたらいいんですかというような相談が多いと思います。

ですので、発信系については、やっぱりきちんと、どうやったらいいのかということを検討していかないといけないと思います。今までの発信系のトラブルへの対処は、普及啓発だけで対応していたと思うんですけども、低年齢化が既に問題となっている現状で、小学生に普及啓発をどれだけ頑張っても限界があります。ですので、発信系のトラブルを今後どうすればいいのかということ、今後の課題としてぜひ御検討いただきたいと思っています。

以上です。

【石田構成員】 石田です。

2番のところで、加入率74%、内閣府の調査では37.4%ということで、差があるわけなんですけれども、これについては、前から、途中で解除しているということが想定されるところとずっと言われてきているんですけども。もう少し、どういうタイミングで解除したのかということ、をきちんと調べていくと、問題点が分かって、それを解除しないという方法も見つかってくるのかなと思いますので、そのあたりをきちんと調べていくということが必要なのではないかと思います。利用促進のための更なる取組にそういうものを入れていつていただきたいと思っています。

また、3番につきまして、ただいま御意見がありました発信の問題なんですけれども、ILLASのところでも、利用時間がかなり増えてきているという問題と、情報発信に関係した項目が下がってきているというのがちょっと気になるところです。そしてまた、リテラシー指標の調査結果を見ますと、12ページのところで、家庭のルールがあるところでは、フィルタリング率がすごく高いわけですね。そうすると、家庭の考え方が大切かということだと思いますので、やはり今後に向けても、保護者に対する啓発を考えていく必要があるのかなと思いました。

以上です。

【中村主査】 遠隔におられる曾我部さん、森さん。おられますか、曾我部さん。

【曾我部主査代理】 はい、曾我部です。おります。

2つございまして、1つは、安全協さんのほうから発表のありましたペアレンタルコントロールとの関連で1点ございます。

今までフィルタリングを中心としてきているわけなんですけれども、フィルタリング利用率が底を打って、今後上がっていくだろうということが良いニュースとしてあるわけです。上がっていくと思うんですけれども、ただ、なかなかこれが100%になっていくわけでもありませんので、やっぱりペアレンタルコントロールというのは、フィルタリングを補完するものとして重要だと思います。なので、この場でも最近、ペアコンというものに注目が集まっているのは良い傾向だと思います。

その中で、家庭のルール作りというのが問題となるわけなんですけれども、これは私が承知していただけないのかもしれないんですけれども、具体的に家庭のルールを作っていくというときに、どういうことを決めたらいいのかとか、どの程度のことを決めればいいのかというところにフォーカスして啓発なりが少ないのかなという気がしております。

先般、ある県のほうでゲーム条例というのができまして、話題になっているわけなんですけれども、あそこでは、ルール作りをなささいということ、それから、その中で利用時間を何時間にしろというのが明示されているということが批判されているわけです。それを批判するのであれば、どういうルールであればいいのかということを社会全体で話し合っていくということが必要なのかなと思います。もちろん、最終的には家庭によるということで取捨選択するわけなんですけれども。どういうものが一応標準的なものとして適切なのかということについて、今議論をして知らせていくということが大事なのかなと思います。

それとの関係で、普及啓発の関係なんですけれども、総務省の関係ですと、通信事業者を念頭に置いて、フィルタリングを呼びかけるというのが中心になってしまうわけなんですけれども、受け手のユーザーとしては、啓発がどこの省庁の系列でされているのかというのはあまり関係ありませんので、ペアコンがフィルタリングと並んで重要だということであれば、そこは縦割りにならないようにしてやっていく必要があるのかなと思いますというのが1点です。

2点目は、簡潔に一言ですけど、低年齢化というのが進んでいるというところの関係で、低年齢化が進むと、スマホの利用の中心というのが動いていくのかなというふうに想像します。具体的には、中高生だとSNSなんかも多いわけなんですけれども、小学生ぐらいにな

ってくると、SNSよりは、例えばゲームだったりするわけですよね、恐らく。そうすると、対策のほうも、ゲームなんかも念頭に置いた対策をしていく必要がある。ゲームはゲームで、事業者の構成というのは変わってきますので、そうすると、ゲームの世界での重要なアクターに国として働きかけ、必要があればアプローチしていくということが求められるところかなと思います。ただ、これは総務省の枠を超えるかもしれないというところで、この程度にしておきたいと思います。

以上です。

(3) 閉会

【中村主査】

森さん、尾上さんは途中退出されたということなので、以上でございます。最後、コメントいただけなかった森さん、尾上さんには、別途、必要があれば、事務局のほうに連絡を頂いて、コメントを届けていただければと思います。

皆さんから非常に貴重なコメントを頂きまして、今後の検討に生かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ということで、頂いた時間を超過してしまいました。申し訳ありません。

今日の議事はここまでとしたいと思います。精力的に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

次回のスケジュール等について、事務局からお願いします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 次回の日程・場所等につきましては、調整の上で、別途、事務局から御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

【中村主査】 では、閉会いたします。ありがとうございました。

以上